

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和6年度予算ベース】

令和元年10月1日より消費税（国・地方）が8%から10%へ引き上げられました。その趣旨は、地方の社会保障の充実や地方財政の健全化に寄与するものであり、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和6年度佐井村一般会計予算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 20,704 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 351,103 千円

(単位：千円)

事業名		令和6年度 予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	102,413	73,900			3,002	25,511
	高齢者福祉事業	39,927			1,473	4,058	34,396
	児童福祉事業	83,036	13,560		35,010	3,623	30,843
	母子福祉事業	4,313	880			373	3,060
	小計	229,689	88,340	0	36,483	11,056	93,810
社会 保険	国民健康保険特別会計繰出金	28,292	14,669			1,429	12,194
	介護保険特別会計繰出金	58,930	5,076			5,673	48,181
	後期高齢者医療特別会計繰出金	10,891	7,469			372	3,050
	小計	98,113	27,214	0	0	7,474	63,425
保健 衛生	疾病予防対策事業	13,033	1,319		100	1,222	10,392
	健康増進対策事業	10,268	471		771	952	8,074
	小計	23,301	1,790	0	871	2,174	18,466
合計		351,103	117,344	0	37,354	20,704	175,701

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。